

番号	審査請求人の主張要旨（反論書）
1	反論の趣旨 適切に文書を公開すること 反論の内容 条例8条1項1号では、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開情報とすべき旨定めているが、これは抽象的な可能性について言及するものではなく、具体的・現実的に「正当な利益を害する」ものに限定して非公開とすることが趣旨である。よって、非公開は不当。 また、条例9条1号については、個人について言及しているものであるところ、「〇〇〇」は東京弁護士会所属の弁護士であるから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり、適応除外である。よって非公開は不当。
2	反論の趣旨 適切に文書を公開すること 反論の内容 条例8条1項1号では、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開情報とすべき旨定めているが、これは抽象的な可能性について言及するものではなく、具体的・現実的に「正当な利益を害する」ものに限定して非公開とすることが趣旨である。よって、非公開は不当。 また、条例9条1号については、個人について言及しているものであるところ、「〇〇〇」は東京弁護士会所属の弁護士であるから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり、適応除外である。よって非公開は不当。
3	反論の趣旨 適切に文書を公開すること 反論の内容 弁明書に記載の別紙（1～3）がないので、何のことを言っているのか分からない。 （審査会補足） 別紙1は行政文書公開請求書、別紙2は部分公開決定通知書、別紙3は審査請求書である。 実施機関は弁明書に添付しなかった別紙1～別紙3を送付し、反論書を提出する場合には期限までに提出するよう通知したが、提出はなかった。
4	反論の趣旨 適正な文書を公開すること。 反論の内容 条例9条1号但書きでは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」とされているのだから、東京弁護士会の〇〇〇氏が職務上請求した情報公開請求についての氏名が公開されたのは妥当である。 本件決定についても、事業を営む個人の当該事業に関する情報か否かを個別に判別した上で公開決定がなされるべきものである。
5	反論の趣旨 適切に文書を公開すること 反論の内容 条例9条1号については、個人について言及しているものであるところ、「〇〇〇」は東京弁護士会所属の弁護士であるから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり、適応除外である。よって非公開は不当。